新型コロナウイルス関連情報

(日本の「変異株 B. 1.617 (いわゆるデルタ株) 指定国・地域」の追加)

令和3年6月21日

- 6月21日、日本政府は、ポルトガルを「変異株 B. 1. 617 (いわゆるデルタ株) 指定国・ 地域」に指定しました。
- ●この指定に基づき、日本時間 6 月 2 4 日 (木) 午前 0 時以降にポルトガルから日本へ入国 される方は、日本上陸後に検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設)において 3 日間の待機が求められ、3 日目に改めて検査を受け陰性と判定された場合には、上記宿泊 施設を退所の上、入国後 1 4 日間の残りの期間を自宅等で待機して頂くこととなりますので、ご留意ください。

詳細は、以下のリンク先をご確認ください。

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C100.html

厚生労働省関連リンク

https://www.mhlw.go.jp/content/000795658.pdf

【本件に関するお問い合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化について)

海外から電話の場合: +81-3-3595-2176 (日本語, 英語, 中国語, 韓国語に対応)

国内から電話の場合:0120-565-653

受付時間:日本時間午前9時~午後9時

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話:+351-21-311-0560 FAX:+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続をお願いいたします。

http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は 転出届を提出してください。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login